

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会

(第 25 回)

日時：令和 3 年 1 月 13 日（水）
13 時 30 分～14 時 30 分
場所：院内常任委員長室

(出席者)

政府 坂井 学 内閣官房副長官

自民 後藤 茂之 政務調査会長代理
公明 高木 美智代 政務調査会長代理

立憲 泉 健太 政務調査会長
維新 浅田 均 政務調査会長
共産 田村 智子 政策委員長
国民 舟山 康江 政務調査会長

(政府出席者)

大沢 博 内閣官房内閣審議官

奈尾 基弘 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室審議官

正林 督章 厚生労働省健康局長

内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、中小企業庁、

厚生労働省陪席

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（案）

令和 3 年 1 月 13 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から 2 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
 - ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫していることから、
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

資料2

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の方向性

予防的措置の創設

(1) 政府対策本部長は、まん延の防止に関する措置を講じなければ「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を実施すべき区域となることを回避することが困難である事態として政令で定める事態が発生したと認めるときは、「予防的措置」(仮称)として、措置を実施すべき期間、区域(基本的に都道府県単位を想定)等を公示する。

(2) 「予防的措置」の区域に係る都道府県知事は、都道府県知事が定める期間及び区域(※1)において、感染の状況について政令で定める事項を勘案して措置を行うことが必要と認められる業態に限り、施設の営業時間の変更等の措置を要請(※2)することができることとする。また、正当な理由なく要請に応じない場合には命令、命令に違反した場合には過料(P)、要請又は命令を行った場合に感染を防止するため特に必要があると認めるときは公表することができることを規定する。

・都道府県知事は、上記の命令を発出する場合に、立入検査・報告徴収ができることとし、これを拒否等した場合の過料(P)を規定する。

※1 都道府県知事が期間及び区域を定めるに当たっては、専門家の意見を聴いた上で必要最小限のものとしなければならないことを規定

※2 都道府県知事が要請等を行うに当たっては、専門家の意見を聴かなければならないことを規定

(3) 「予防的措置」の区域に係る都道府県知事は、(2)の要請として営業時間が制限されている時間帯においては、対象となる業態に属する事業を行う場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することを規定する。

(4) 政府対策本部長は、総合調整によっても都道府県知事による(2)(3)等の措置が実施されない場合、特に必要があると認めるときは、「予防的措置」の区域に係る都道府県知事に対し必要な指示をすることができるものとする。

(5) 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る「予防的措置」の期間、区域等について公示を行うよう国に要請することとする。

臨時の医療施設

(1) 現行法では緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、「予防的措置」の段階から開設できることとする。

※ 私人の土地を使用する場合は、同意がある場合のみ。同意なく使用できるのは、引き続き緊急事態宣言中のみ。

緊急事態措置の見直し

- (1) 第45条第2項の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（P）を規定する。（上記と同様、立入検査等及び拒否等した場合の過料（P）の対象とする。）
※ 同条第3項の「指示」を「命令」に改正する。

事業者及び地方公共団体に対する支援

- (1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び都道府県知事による要請等が事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、事業者に対する支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務

- (1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等患者及び医療従事者等の人権が尊重され、何人も、新型インフルエンザ等患者等であること等を理由に不当に差別されることのないよう必要な啓発活動等を行うものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し

- (1) 指定感染症は、現行の特措法の対象となっていないが、指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものについて、特措法の対象に含めることとする。

その他

- (1) 新型インフルエンザ等対策有識者会議を「新型インフルエンザ等対策推進会議」として特措法上に位置付ける。

資料3

感染症法・検疫法の改正の方向性

新型コロナウイルス感染症の法的位置付け 【感染症法・検疫法】

- 「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加し、指定感染症の期限経過後（※）も、必要な対策を講ずることができるようとする。

※ 感染症法は令和4年1月31日、検疫法は同年2月13日。

国や地方自治体間の情報連携 【感染症法】

- ①保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告、②積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報を規定する。
- 医師の発生届・都道府県知事等からの積極的疫学調査の結果の報告等について、電磁的な方法（HER-SYS）を活用できることを規定する（※）。

※ 同一情報を国、都道府県等が閲覧できる状態に置いたときは、届出等があったものとみなすこととする。

宿泊療養等の対策の実効性の確保 【感染症法（一部検疫法）】

（1）宿泊療養、自宅療養等の法的位置付け

- 都道府県知事等による宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を設けるほか、次の規定を整備する。

- 宿泊療養等の協力要請に応じない場合には入院勧告をできることを明示（その場合は入院費用の自己負担徴収可）
- 入院措置に反する場合の罰則（P）
- 都道府県知事等による食事提供・日用品支給等、市町村長との連携
- 都道府県知事の宿泊施設の確保の努力義務

※ 検疫法も、検疫所長による宿泊療養、自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定。

（2）積極的疫学調査等の実効性の確保

- 一類、二類、新型インフル等の患者等（※）について、積極的疫学調査での虚偽答弁や調査拒否等をした場合の罰則（P）を新設する。

※ 感染拡大防止のために必要最小限の範囲とする等の観点から、入院措置の対象となる感染症・患者等の範囲とする。

- 新型インフル等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、都道府県知事等による健康状態の報告の求めに応じる義務（罰則なし）を規定する（従来は努力義務）。

- 行政検査を行うに当たって、都道府県知事等は、感染症の性質、地域の感染状況、感染症が発生している施設・業務等を考慮することを明示する

国と地方自治体の役割・権限の強化 【感染症法】

- 感染症に関する調査研究の推進を図るため、①国による調査研究の推進、②厚生労働大臣による成果の研究者等への積極的な提供、③国立国際医療研究センター等への委託に関する規定を整備する。
- このほか、厚生労働大臣の都道府県知事等への指示権限拡大、都道府県知事による入院等の総合調整、厚生労働大臣・都道府県知事等の医療関係者・民間等の検査機関への協力勧告（応じない場合は公表可）に関する規定を整備する。

入院中等に起きた主要な事案について

参考資料

<入院>

事案の概要

- ① 埼玉県
- ・ 県内医療機関で入院加療中であった新型コロナウイルス感染症患者が入院先の医療機関を無断で外出し、一時行方不明となる事例が発生。
 - ・ 病院から無断で外出し、タクシーで帰宅。自家用車に乗り換えて一時行方不明に。発見後、温泉施設を利用したこと判明。
 - ・ 偽計業務妨害罪等で逮捕。

対応

- ・ 患者が行方不明中に立ち寄った場所の特定と消毒。
- ・ 患者が行方不明中に接觸した方の特定と検査及び健診観察。
- ・ 立ち寄った温泉施設については感染対策の徹底を確認しており、保健所が濃厚接触者(はい)ないことを確認。
- ・ 今後、入院勧告に基づき入院しない患者に対する措置に踏み切ることを検討。

<宿泊療養>

事案の概要

- ② 大阪府
- ・ 宿泊療養中の患者が、職員等の説得を無視して外出し、店舗等に立ち寄る事案が複数発生。

対応

- ・ 立ち寄り先については、順次、保健所からの指導で消毒。
- ・ 県の対応として、再発防止に向け、療養者に對し、改めて外出禁止の徹底を周知。

③ 埼玉県

- ・ 宿泊療養中の患者が、知人が来所した際に、警備員の隙を突いて無断外出。無断外出中に量販店の店員に対して暴行事件を起こし、警察署により身柄拘束・逮捕。
- ・ 行方不明中に立ち寄った所の特定と消毒。
- ・ 行方不明中に接觸した方の特定と検査及び健診観察。
- ・ ホテルの警備の増強など再発防止に向けた取組。
- ・ 宿泊療養に関する都道府県知事への法的な権限付与の国へ要望。

<健康フォローアップ>

事案の概要

- ④ 千葉県
- ・ 外国から入国した者について、14日間待機の要請に従わず、職場に行くなどしていた。

対応

- ・ 保健所において濃厚接触者等の調査。
- ・ 特定の個人・国に対する誹謗中傷(ならぬいよう)が願いの周知。

出典:大阪府庁、埼玉県庁、千葉市公表資料等から作成

※これらのほか、自宅療養中の患者が、「ウイルスをばらまいてやる」と話し、飲食店を訪れていた事例（その後、当該飲食店は営業自粛。従業員の感染も判明）等の発生が報道されている。